

財団法人 日本サッカー協会

平成 21 年度 第 8 回理事会

協議事項

1. 2018/2022 年 F I F A ワールドカップ招致の件

組織委員会 (L O C) 法人設立について

本招致活動における F I F A の指示に従い、以下にて法人設立を進めたい。本委員会の位置づけは、2018 年もしくは 2022 年のワールドカップ日本開催決定後、大会開催の準備・実行の責任を担う組織となる。F I F A が開催国に要求する事項が明記された「開催契約書」(2010 年 5 月 14 日提出締切)に対して責任母体として署名を行う必要があるため、招致活動期間内に設立が求められている。定款については別途定める。設立に際して必要となる基本財産(3,000 千円)については、既に本年 9 月 10 日理事会にて承認されている「招致活動資金」(500,000 千円)より充当する。

法人名： 一般財団法人 2018・2022 年 F I F A ワールドカップ日本組織委員会

評議員： 岡野 俊一郎 (J F A 最高顧問)

川淵 三郎 (J F A 名誉会長)

小倉 純二 (F I F A 理事 / J F A 副会長)

理 事： 犬飼 基昭 (J F A 会長) 代表理事

鬼武 健二 (J F A 副会長 / J リーグチェアマン)

大仁 邦彌 (J F A 副会長)

田嶋 幸三 (J F A 専務理事)

田中 道博 (J F A 理事 / 事務局長)

監 事： 本林 徹 (J F A 裁定委員長)

斎藤 幸司 (J F A 監事)

一般財団法人設立には、評議員 3 名以上、理事 3 名以上、監事 1 名以上が必要となる。

評議員： 評議員会を構成し、法人の重要事項について決議する。

理 事： 理事会を構成し、法人の業務を執行する。

監 事： 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2. 全国シニア (60 歳以上) サッカー大会の件

(協議) 資料 1

全国シニア (60 歳以上) サッカー大会について、シニア大会部会で検討した結果、以下の通り変更したい。

1. 平成 22 年度 第 10 回全国シニア (60 歳以上) サッカー大会

< 変更案 > ・競技期間 : 2 3 日間

・チーム数 : 16 チーム

- ・大会形式 : 1次ラウンド(グループリーグ)、
決勝トーナメント(勝ち抜き方式)
3位決定戦なし
- ・試合時間 : 40分(前後半20分)
- ・試合数 : 24 27試合
- ・予算額実績ベース: 7,250千円予定(2009年度実績7,084千円)
(シニア70FS含む)

理由: ・選手の競技レベルの向上。(年ごとに体力レベルも向上している。)
 ・各地域において予選大会を実施している。
 ・10年間グループリーグのみであったが、従来より日本一を決める要望が多い。
 ・ねんりんピック(60歳以上)はグループリーグのみで親善を目的とし、
 シニア60大会を競技性を重視してすみ分けを図る。

2. シニア(70歳以上)サッカーフェスティバル

- <変更案>
- ・競技期間 : 2 3日間
 - ・チーム数 : 16チーム
 - ・試合時間 : 40分(前後半20分)
 - ・試合数 : 16 24試合(1日1試合、3日間3試合)

理由: 従来より1試合でも多く試合を行いたいとのチームの要望が多く、前記シニア60大会が3日間開催となると、3日目に会場が利用できるため。

3. 高円宮杯全日本ユース(U-15)大会形式変更の件

(協議)資料 2

10月の理事会において「種別に関わらずリーグ環境の整備を進める」との指針が決定したことを受け、第3種(U-15中学生年代)大会部会において、年間を通じたリーグ戦のカレンダーおよび、それに伴い高円宮杯全日本ユースの大会形式について検討した結果、大会形式を以下の通り変更したい。

[従来] ・ ・平成21年度まで

全32チームを4チーム×8グループによるリーグ戦を行い、各グループ上位1チームが決勝トーナメントを戦う(総試合数 55試合)

[本件後] ・ ・平成22年度より

全32チームによる完全ノックアウト方式によるトーナメント戦に変更する
(総試合数 31試合)

出場チーム数に関しては現状のままとするが、現在設けている「クラブユース選手権」及び「全国中学校サッカー大会」の優勝・準優勝チーム枠は撤廃し、その分の4チームを各地域から選出することとする。

<p>大会形式変更の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日常のゲーム環境の整備（年間を通したリーグ戦の実施） <ul style="list-style-type: none"> 年間を通した3種（U-15 中学生年代）リーグ戦の実施にあたり、全国大会を簡素化することで、より柔軟な日程確保が可能となる。（全国大会の簡素化により2週の余裕ができる） これにより日常のゲーム環境こそが選手を育てるというリーグ戦文化の醸成が可能となる。 2. 全国大会チーム移動負担の軽減（既存大会形式では決勝まで進む場合には4往復するが、新大会形式においてはほぼ集中開催となるので最大でも2往復で済む） 3. 全国大会における運営経費の削減（全55試合から全31試合になるため） <p>上記の大会形式変更は2005年宣言実現のためのロードマップの指針とも合っており、年間を通したリーグ戦を整備してプレーヤーに対してゲーム環境を整えることにつながるということで、3種大会部会にて承認された。</p>
<p>4. 審判指導者契約 更新の件</p> <p>（協議）資料 3</p> <p>次の審判指導者との契約を更新したい。</p> <p><更新></p> <p>山岸 昂司（やまぎし たかし） 役 職：レフェリー・フィジカルトレーナー 期 間：2010年2月1日～2013年1月31日</p>
<p>5. 所属協会以外で審判活動をするための登録制度の件</p> <p>JFA登録審判員が、新たに所属協会以外で審判活動をするための登録制度を立ち上げたい。</p> <p><現状></p> <p>現在のJFA審判登録制度では、資格の認定を受けた協会（以下「A協会」という）を通じてJFAに登録するとともに、地域協会・都道府県協会に登録し所属することとなっている。その上で、審判員はA協会審判委員会の管理・指導のもとで審判活動ができるとともに審判員として保護されている。</p> <p><問題点></p> <p>以下の2点が現状の大きな問題点と考えられる。（ここではA協会に所属する審判員が、それ以外の都道府県協会（以下「B協会」という）で活動を希望する場合について説明する）</p> <p>A協会審判委員会の管理下にある審判員が、B協会の管理下にある試合の審判を行うこととなるため、問題が起きた時（たとえば落雷事故など）に責任の所在が不明確となる。</p>

子供のチームの帯同審判員としてA協会に登録しているが、自身はB県協会の社会人リーグでプレーしている。その際にリーグから帯同審判員としてB県の登録審判員が必要とされる場合があり、やむなく二重に登録している。

< 制度の骨子 >

対 象： サッカーならびにフットサル3級、4級審判員

申請方法： 審判活動を行おうとする都道府県サッカー協会が定める書式に、J F A が発行する当該年度の審判証の写しを貼付して申請する。

登録期間： 審判活動を行おうとする都道府県協会審判委員会が認めた日から当該年度の終了する3月31日まで。なお本来の所属都道府県協会（A協会）の登録同様、B協会への登録は単年度とする。

登録費： 原則として審判活動を行おうとする都道府県協会（B県協会）が定めている、所属審判員の登録費と同額とする。

審判証： 審判活動を行おうとする都道府県協会（B県協会）が、審査の結果審判証を発行する。

< 制度の開始 >

2010年4月1日

6. 「登録ウインドー」の件

今後、「登録ウインドー」は以下の通り定めることとしたい。

第1登録ウインドー： 当該年1月の第1金曜日（1月1日が金曜日の場合は第2金曜日）から12週間

第2登録ウインドー： 当該年7月の第3金曜日から4週間

したがって、来年度、再来年度の「登録ウインドー」は以下の通りとなる。

【2010年度】

第1登録ウインドー：2010年1月8日（金）～4月2日（金）

第2登録ウインドー：2010年7月16日（金）～8月13日（金）

【2011年度】

第1登録ウインドー：2011年1月7日（金）～4月1日（金）

第2登録ウインドー：2011年7月15日（金）～8月12日（金）

< 参考 > 登録ウインドー

F I F A 規則に基づき、各国協会は年2回の登録ウインドーを定め、F I F A に報告しなければならない。同規則により、第1登録ウインドーは前シーズン終了後に始まる12週間以内の期間、第2登録ウインドーはシーズン中の4週間以内の期間と定められている。

F I F A および本協会の諸規則に基づき、Jリーグ、JFLのクラブへの選手の登録（移籍）は、一部の例外を除き、原則として「登録ウインドー」の期間中においてのみ可能

<p>となる。</p> <p><参考>【2009年度】</p> <p>第1登録ウインドー：2009年1月9日（金）～3月13日（金）</p> <p>第2登録ウインドー：2009年7月17日（金）～8月14日（金）</p>
<p>7. 2010FIFAワールドカップ南アフリカ大会参加国協会用チケットの件</p> <p>プレスリリース(別紙)</p>
<p>8. プレジデント・ミッション(PHQ) 関連事項の件</p> <p>(協議)資料 4</p> <p><u>都道府県フットボールセンター整備推進事業について</u></p> <p>「都道府県フットボールセンター整備助成事業」平成22年度助成金の交付要望書の提出を受け、「都道府県フットボールセンター整備助成事業 助成金交付要項」第5条の規定に基づき、次のとおり、助成金交付の内示を行いたい。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 助成金交付要望書の提出 平成22年度助成金については、7件の交付要望があった。2. 助成金交付の内示 別紙資料「(協議)資料 4」のとおり。